

日バス協技第194号
令和5年6月13日

各都道府県バス協会会長 殿

公益社団法人日本バス協会
会長 清水 一郎

旅客自動車運送事業運輸規則の解釈・運用通達の一部改正等について

平素より、当協会の活動に格別なご理解とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、国土交通省（※）より、下記のとおり旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」という。）の解釈・運用通達の一部改正等について通知がありましたので、ご承知おきいただくとともに、傘下会員事業者への周知をお願いいたします。

（※）自動車局安全政策課長、旅客課長及び整備課長

記

1. 「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部改正について（別添1）

去る4月1日に施行された「道路運送法施行規則等の一部を改正する省令」により、運輸規則の一部が改正されたことに伴い、今般、その解釈・運用通達の一部が改正されました。改正内容については、新旧対照表のとおりです。

2. 「限定地域での無人自動運転移動サービスにおいて旅客自動車運送事業者が安全性・利便性を確保するためのガイドライン」の廃止について（別添2）

これまで本ガイドラインに定められていた、自動運転車を用いた旅客自動車運送事業における輸送の安全に関する措置について、今般、上記の改正運輸規則に規定されたことから、本ガイドラインが廃止となるものです。

<担当>技術安全部（田中・横山）

電話：03-3216-4015

メール：yokoyama@bus.or.jp